

## 教育活動の充実を目指して

今日の教育活動では、幼児児童生徒に、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決していく資質や能力、自らを律しつつ他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、変化の激しい社会を主体的に生きる資質や能力をはぐくむことが特に重要になってきています。

そのため、家庭・地域社会と連携し、「生きる力」を育成するという基本的な観点を重視した教育活動の充実が学校（幼稚園を含む。以下同じ）に求められています。

1 幼稚園運営の弾力化 都市化、核家族化、少子化、情報化、国際化、女性の社会進出などの社会状況の変化が急速に進む中で、家庭や地域社会、幼児自身の生活は、大きな影響を受けている。

こうした変化を背景として、育児に不安感を抱く保護者や近隣に相談できる人がいない保護者が増加し、保護者と幼児の関係構築に関する問題が指摘されている。また、幼児が地域で一緒に遊ぶ幼児の数や年齢の異なる仲間と遊ぶ場の減少、さらに高齢者や地域の人々と交流する機会の減少など幼児が多様な体験を得ることが難しい様々な状況が指摘されている。

幼児は、家庭、地域社会、幼稚園という一連の流れの中で生活しており、幼児が望ましい発達を遂げていくためには、幼児一人一人の生活が充実し、全体として豊かなものになっていかなければならない。

したがって、社会の変化や保護者、地域のニーズに対応して、幼稚園には弾力的な運営が求められる。

(1) 幼稚園における子育て支援

幼稚園に対するニーズが多様化する状況の下で、幼児の生活を全体として豊かなものにするためには、幼稚園が地域の実態や保護者の要請などを踏まえ、家庭や地域社会との連携を深め、地域の幼児教育のセンターとしてその施設や機能を開放し、積極的に子育てを支援していくことが求められている。

求められる幼稚園の多様な役割

- ・ 地域の子どもの成長、発達を促進する場
- ・ 遊びを伝え、広げる場
- ・ 子育ての喜びを共感する場
- ・ 子育ての悩みや経験を交流する場
- ・ 子育ての本来の在り方を啓発する場
- ・ 地域の子育てネットワークづくりの場

子育て支援活動の具体例

- ・ 園庭・園舎の開放
- ・ 保護者の交流のための井戸端会議の開催
- ・ 子育て相談の実施
- ・ 子育て公開講座の開催
- ・ 子育て情報の提供
- ・ 未就園児の保育活動
- ・ 高齢者、ボランティア団体、子育てサークルとの交流

各幼稚園においては、地域の実態や保護者の要請に応じて創意工夫し、このような子育て支援活動をできるところから始めることが重要である。

(2) 教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動

地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動については適切な指導体制を整えるとともに、幼稚園教育の基本及び目標を踏まえ、教育課程に基づく活動との関連、幼児の心身の負担、家庭との緊密な連携などに配慮して実施する。

教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動の必要性

幼稚園が活動する時間は4時間に限られるものではなく、その施設や機能はそれ以上に開かれたものでなければならない。通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、職業等を持っているが、幼稚園に通園させたいという保護者の要請や通える範囲に幼稚園しかないというような地域の実態に応じて、希望者を対象に行う活動である。

指導体制の整備

実施に当たっては、適切な指導体制を整えることが必要である。活動の実施方法としては、

- 日ごとや週ごとに担当者を交代させる方法
- 一定の者を担当者として決める方法
- 、 を組み合わせた方法

などが考えられる。さらに、通常の教育活動を担当する教師とこの活動を担当する教師の合同研修を行い緊密な連携を図り、共通理解をもつことが大切である。

実施上の配慮事項

幼稚園で行われる教育活動全体として貫かれたものになることが大切である。また、保護者の要請にできるだけ応えるように弾力的な運用を図る一方、活動時間が夜遅くに及ぶことのないようにすることが大切である。

教育課程に基づく活動との関連

教育課程に係る教育時間中の活動との関連を図り、幼児の生活や遊びなど幼児の過ごし方に配慮して、この時間の教育活動を考え、幼児にとって充実した無理のない一日の流れを作り出すことが重要である。

幼児の心身の負担

幼児の健康と安全が確保されるような環境をつくる必要がある。幼児一人一人の生活のリズムや生活の仕方が異なることに十分配慮し、心身の負担が少なく、無理なく過ごせるよう一日の流れや環境を工夫することが大切である。また、必要に応じて午睡の時間を設けたり、いつでも休めるようにくつろげる場を設けたりすることも大切である。

家庭との緊密な連携

幼稚園と保護者が共に幼児を育てるという意識をもち、幼児の家庭での過ごし方や幼稚園での状態等を必要に応じて保護者と情報交換するなど緊密な連携を図ることが必要である。幼稚園で過ごす時間が長くなるので、家庭における教育が充実するよう家庭への働きかけを十分に行うことが大切である。

## 2 人権教育

### (1) 人権教育とは

平成6年(1994年)12月の第49回国連総会において決議・採択された「人権教育のための国連10年」では、人権教育は、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されている。

我が国においては、この国連の決議を受け、平成9年に「人権教育のための国連10年国内行動計画」が策定された。この行動計画では、我が国において、人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて人権教育を積極的に行うことを目標としている。

### (2) 「人権教育のための国連10年京都府行動計画」

京都府においては、これまで同和問題をはじめ人権問題の解決に向けた施策を積極的に展開してきた。こうした諸施策の成果と課題及び人権をめぐる国際的、国内的状況を踏まえ、人権教育推進の基本的指針として、平成11年に「人権教育のための国連10年京都府行動計画」が策定された。この行動計画において、人権という普遍的文化が構築された社会とは、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践できるという意識が社会全体及び日常生活のすみずみにまで浸透した人権感覚の豊かな社会であるとしている。「人権の世紀」といわれる21世紀において、府民一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現が求められている。この行動計画は、あらゆる人々が、あらゆる機会に、人権教育に参加することにより、人権という普遍的文化を京都府において構築することを目標としている。

### (3) 人権教育推進の視点

「人権教育のための国連10年京都府行動計画」において、人権教育推進の視点として、次の4点があげられている。

#### ア 共生社会の実現に向けた人権教育

人権とは、自己実現と幸福追求のための権利といわれている。一人一人がお互いの個性や価値観の違いを認め合い、自己決定や自己実現する権利を尊重し合える共生社会の実現を目指す取組を推進する。

#### イ 自己を尊重し、他者を尊重する心をはぐくむ人権教育

お互いの個性や価値観の違いを認め合うためには、一人一人が自分自身をよく見つめ、自分の個性や可能性をよく理解し、自分を尊重する心をはぐくむことが大切である。このことが同時に他者を対等に尊重することになることから、自己を尊重する心をはぐくむ取組を推進する。

#### ウ 生涯学習としての 人権教育

人権教育とは、生涯にわたる学習活動であり、また、その学習活動を支援するための学習環境や学習機会等を整えていくことでもある。府民が生涯のあらゆる機会を通じて人権について学習することができるよう取組を推進する。

## I 身近な問題から考える人権教育

人権教育を推進していくためには、人権問題が府民一人一人の生活とも深いかわりをもつ問題であるという認識を深めることが必要である。

このため、例えば私たちが日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題についても、人権の視点からとらえ直すことができるような取組を推進する。

## (4) 学校教育における人権教育

人権教育は、あらゆる教育活動を通して推進していくものである。学校教育における人権教育においては、すべての人の基本的人権を尊重する心をはぐくむとともに、同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、あらゆる人権問題の解決に向けた実践的態度の育成を図ることが必要である。

## ア 人権問題の解決と人権意識の高揚に向けた学習の充実

各学校においては、基本的人権や同和問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎と互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する態度や実践力を培う学習の充実に努めなければならない。

指導に当たっては、学習内容が知識理解に偏ることなく、児童生徒が様々な人権問題の解決を自分自身の課題としてとらえるようにすることが大切である。そのためには、効果的な教材が必要であり、今後とも、児童生徒の実態等に応じた教材の開発に努めなければならない。

指導方法の一層の改善も不可欠である。例えば、児童生徒の主体的な参加を基本とし、相互の交流や対話を中心とした学習に、いわゆる「参加型学習」がある。「参加型学習」の学習活動としては、ゲームやブレインストーミング、ロールプレイング、KJ法の活用など様々な取組が考えられるが、その指導は学習のねらいや指導計画にそったものとし、楽しさだけを追い求めることがないように留意しなければならない。また、人権強調月間や人権週間の取組と関連付けた指導も大切である。

なお、幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であり、幼稚園においては、幼児の生活体験、心身の発達過程などに配慮し、基本的人権尊重の精神の芽生えをはぐくむことが必要である。指導に当たっては、遊びを中心とした生活を通して、他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにすることや友だちとのかかわりあいを深め、思いやりをもつようにすることが大切である。

## イ 学力の充実や進路保障

生涯にわたって学び続ける基盤を培うという視点に立って、児童生徒の学力の向上、修学保障に努めなければならない。また、多様な進路を主体的に選択できるような力を身に付けさせることが求められる。そのためには、小学校においては、個々の課題に即した指導により基礎学力を定着・向上させること、中学校においては、個に応じた指導の徹底を基盤に進路指導を充実すること、高等学校においては、社会的自立の促進を図る個別指導を徹底することに努めなければならない。

## ウ 学校の推進体制の 確立

各学校（園）においては、校長（園長）主導の全校推進体制を整備し、組織的に人権教育を推進する。そのため、地域や学校の実態を十分考慮した人権教育推進計画の策定に努めなければならない。策定に当たっては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、幼児児童生徒の実態を的確に把握することが求められる。また、校種間連携や学校間交流を強化し、人権教育を体系的・計画的に推進する。様々な人権問題の解決を目指す総合的な取組を推進するに当たっては、社会教育や関係行政機関との連携を強化するとともに、地域社会の深い信頼の下に実践を進める。

## エ 教職員研修

学校において人権教育を推進するためには、教職員が豊かな人権感覚をもつことや人権教育に関する知識を深め、技能を向上させることが不可欠である。日常的・系統的に教職員研修を推進し、教職員一人一人が人権意識を高め、鋭い人権感覚を身に付けることが大切である。また、指導する立場の者として、人権問題を具体的・客観的にとらえ、人権問題解決のための実践的な指導力を向上させることが大切である。

## (5) 人権問題の現状等

人権教育の推進に当たっては、人権問題の現状や課題を正しく理解しておくことが大切である。「人権擁護推進審議会答申」（平成 11 年）では、「我が国人権に関する現状を見ると、同和問題など社会的身分や門地による不当な差別、人種・信条又は性別による不当な差別その他の人権侵害が今なお存在し、また、我が国社会の国際化、高齢化、少子化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている」と述べられている。様々な人権にかかわる課題が存在する要因としては、次のようなことがあげられている。

人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的な意識

物の豊かさを追い求め心の豊かさを軽視する社会的風潮

社会における人間関係の希薄化 等

「人権教育のための国連 10 年京都府行動計画」には、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、HIV 感染者等、その他の人権問題について、その現状等が示されている。学校教育においては、それを踏まえ人権教育の推進に努めなければならない。

## ア 同和問題

「同和对策審議会答申」（昭和 40 年）の示すとおり、同和問題は人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるという認識の下に、同和对策事業が実施されてきた。同和問題にかかわる実態的差別、心理的差別の解消を目指した総合的な施策が展開された結果、様々な面で存在していた較差が大きく改善されてきた。これまで展開してきた同和問題解決を目指す取組の成果や手法への評価などを踏まえ、同和問題を人権問題の重要な柱として、教育、就労、産業等の面にお

ける較差の是正や差別意識の解消などなお残る課題の解決に向けて、積極的な取組を推進する。

#### イ 女性

女性問題については、依然として、長い歴史の中で形成されてきた伝統的・固定的な性別役割分担意識と、それに基づいた社会的慣習が根強く社会に残っている。また、セクシュアル・ハラスメントや性暴力など女性の尊厳を侵すような人権侵害もみられる。男女共同参画の視点に立ち、学校教育においては、男女平等を基本とする教育を一層推進する。また、教育公務員として女性に対する人権侵害の発生防止に努める。

#### ウ 子ども

近年の急激な少子化や核家族化の進行、他人への温かい思いやりや人間関係の希薄化などの状況の中で、児童虐待や学校におけるいじめや不登校が深刻な問題になっている。幼児児童生徒の人権を最大限に尊重する中で、人権に関する正しい理解と認識を深め、同時に他者の立場を尊重し、違いを個性として認識できるような人として成育できるような環境づくりを進める。また、幼児児童生徒の健康で安全な生活の確保に努める。

#### エ 高齢者

高齢化は急速に進行しており、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、寝たきり、痴呆等の介護を要する高齢者が増加している。また、高齢者への虐待等の人権侵害も指摘されている。学校教育においては、ボランティア活動など社会奉仕体験活動等を通して、高齢者の人権についての理解や認識を深める。

#### オ 障害者

近年、「バリアフリー」や「ノーマライゼーション」という言葉が徐々に日常生活に浸透しつつあるが、一方では、障害に対する認識不足による障害のある人に対する誤解や偏見が依然として存在している。学校教育においては、障害のある子どもに対する理解と認識を深めるための交流教育を充実させるとともに、人権意識の高揚を図るための取組を推進する。

#### カ 外国人

言葉や生活習慣などの違いから、住居、保健・医療、教育、労働、地域との交流など、日常生活を送る上で様々な問題が指摘されている。また、相互理解が不十分であることによる差別や偏見などの問題もある。学校教育においては、人権尊重の精神を基盤とした国際理解教育に努め、一人一人が異なる文化や考え方を自然に受け入れ、相互の人権を尊重し合う「心の国際化」を一層進める。

#### キ HIV感染者等

##### エイズ

エイズ患者・HIV感染者に対する社会的な偏見や差別は依然として存在している。エイズに対する正しい知識を身に付けさせ、生命の尊厳や人権尊重を基盤としたエイズ教育の推進に努める。

## ハンセン病

ハンセン病は、早期発見と早期治療により完治する病気であり、「らい予防法」は廃止されたが、未だに、以前同様の根強い社会的な偏見や差別が存在している。ハンセン病に関する正しい知識の普及と偏見や差別をなくすための啓発活動に努める。

## ク その他の人権問題

アイヌの人々については、アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発の推進に努める必要がある。

この他、刑を終えて出所した人々に対する偏見や差別など様々な人権問題が存在する。

また、最近、インターネットなどを利用して、人権を侵害するような問題も発生している。人権問題はこの範囲にとどまるものではなく、以上述べてきた様々な人権問題を含め、常にその状況に留意し、取組を進める。

## (5) 今後の在り方

国際化、高齢化、少子化、情報化等の社会の急激な変化や価値観の多様化は人権問題を複雑化させる要因となっている。急激な社会の変化は今後も続くと予想される。こうした点からも国民一人一人において、個々の人権にかかわる課題について正しく理解し、物事を合理的に判断する心構えを十分に備えることが大切である。また、平成 12 年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、その第 6 条では「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない」とされている。

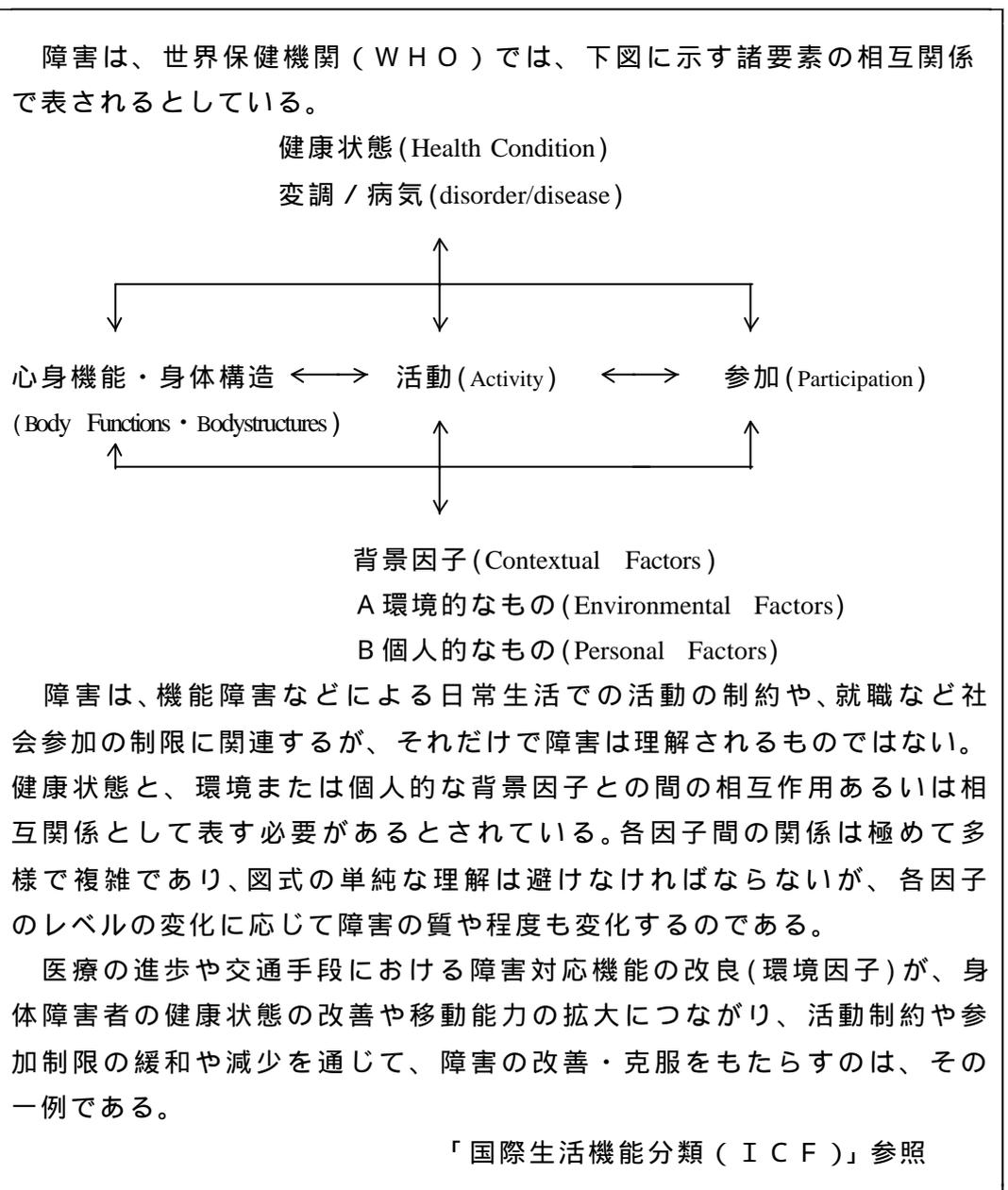
「人権の世紀」を実りあるものにし、21 世紀を担う幼児児童生徒の豊かな人権感覚と人権尊重の実践的態度をはぐくむ上で、教職員の果たす役割はきわめて重要である。

### 3 障害児教育

#### (1) 障害児教育

京都府の障害児教育は、自立し、社会参加する資質や能力を育てることを目標とし、障害の状態、発達段階、特性などに応じ、障害に基づく種々の困難の改善・克服を図りながら個性や能力の伸長に努め、心豊かでたくましく生きる力を培うことを大切にしている。

そのため、幼児児童生徒の障害の状態や発達段階、特性などに応じてよりよい教育環境を整え、適切な教育課程を編成し、指導内容・方法の様々な工夫が行われている。



今、障害児教育は大きな転換期を迎えている。

平成 14 年 10 月、文部科学省の「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」が、「今後の特別支援教育の在り方について（中間まとめ）」を行い、これを踏まえた改革が進んでいる。

#### 今後の特別支援教育の在り方についての基本的な考え方

本協力者会議では、これまでの特殊教育の対象だけではなく、その対象でなかったLD、ADHD、高機能自閉症も含めて、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、当該児童生徒に対して、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、学校における生活や学習上の困難の改善又は克服に向けて適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うことを特別支援教育と捉えることとする。

今後の特別支援教育の在り方についての基本的な考え方については次のとおりである。

障害のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズを正確に把握して、盲・聾・養護学校をはじめ、これまで特殊教育において整備された人的・物的資源を最大限に活用して、教育、福祉、医療等の関係機関の連携の充実により、一層質の高い教育を行う。

障害の状態等に応じて、教育や指導の専門性が確保されることが必要であり、教員の指導の専門性の向上、学校長、教頭等のリーダーシップの発揮に加え、学校外の多様な分野の専門家の総合的な活用を図ることが重要である。保護者も障害のある児童生徒の教育において重要な役割を担うものであり、これまで以上にその理解や協力を得て教育を行うことが必要である。

このため、乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して関係機関の密接な連携の下、適切な教育的支援を行うことを目的とする「個別の教育支援計画」（以下、「支援計画」という。）を作成する。支援計画は、障害のある児童生徒等の成長の過程に応じて、学校、福祉関係施設等の中から適当な機関が策定するもので、計画 - 実施 - 評価(Plan-Do-See)の考え方の下で、一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標の設定や教育的支援の内容の明確化を目的とする。

支援計画の策定に当たっては、障害のある児童生徒の教育について知識や経験を有する者が中心となり、学校内においては、関係者の連携協力の確保はもちろん、学校と福祉、医療等の関係機関との連携協力が不可欠であり、関係者及び関係機関間の連絡調整を行うコーディネータ的な役割を果たす者の役割が重要である。このため、

各学校にこのような役割を果たす「特別支援教育コーディネータ（仮称）」を指名するなど、指導体制の整備を図ることが必要である。

「今後の特別支援教育の在り方について（中間まとめ）」平成 14 年 10 月  
「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」（文部科学省）  
[http://www.ment.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/006/toushin/010102.htm](http://www.ment.go.jp/b_menu/shingi/chousa/006/toushin/010102.htm)

## (2) 障害児教育諸機関

京都府における障害児教育は、明治11年の我が国最初の京都盲啞院に始まる。

現在、障害のある児童生徒への教育は、盲学校、聾学校及び養護学校、小・中学校の障害児学級や通級指導教室などにおいて行っている。

京都府立の盲・聾・養護学校は、図 1（P.65）のように設置されており、幼児児童生徒数は資料（P.88）のとおりである。また、市町村（組合）立小・中学校には、障害児学級や通級指導教室が設置されている。

### ア 盲・聾・養護学校

盲・聾学校では、幼稚部、小学部、中学部、高等部が設置され、養護学校では、小学部、中学部、高等部が設置されており、それぞれ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、併せて障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目的とした教育を行っている。

また、障害のため、通学して教育を受けることが困難な児童生徒については、学校から教師を家庭や施設などに派遣して指導を行っている訪問教育がある。

盲学校では主として視力、視野など見る機能等に障害のある幼児児童生徒の教育、聾学校では聴力など聴く機能等に障害のある幼児児童生徒の教育、養護学校では主として知的障害・肢体不自由・病弱の児童生徒の教育を進めている。

### イ 障害児学級

障害児学級は、小・中学校において、児童生徒の障害の状態等に即した指導を行うために、必要に応じて特別に編制された少人数の学級である。京都府内には、知的障害、情緒障害、病弱・身体虚弱、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害の学級がある。

### ウ 通級による指導

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障害がある児童生徒に対して、各教科等の指導の大半を通常の学級で受けながら、障害の状態の改善・克服に必要な特別の指導を特別な指導の場（いわゆる通級指導教室）で行う教育形態である。

京都府内には、言語障害と難聴の教室がある。

(3) 障害の種別に応じた教育

ア 視覚障害児の教育

視力、視野など見る機能等に障害のある幼児児童生徒の教育は、盲学校や障害児学級、また通常の学級で留意しながら行っている。

盲学校には、幼稚部、小学部、中学部、高等部が設置されており、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を改善・克服させるため、点字指導や歩行指導など自立活動の指導を重視している。

盲児のためには、点字の教科書をはじめ、主として聴覚や触覚などの感覚を活用した教材・教具を、弱視児のためには、文字を拡大するなど、見やすい条件を整えるための教材・教具を工夫している。

高等部では、自立と社会参加を目指した職業教育などが行われている。

イ 聴覚障害児の教育

聴力など聴く機能等に障害のある幼児児童生徒の教育は、聾学校や通級指導教室、また通常の学級で留意しながら行っている。

聾学校には、幼稚部、小学部、中学部、高等部が設置されており、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、残存聴力を生かして聴き分ける指導や言語指導などを自立活動として行っている。

幼稚部では、早期教育を大切に、言語指導や聴覚活用の指導、コミュニケーションの技術指導などを行っている。高等部では、自立と社会参加を目指した職業教育にも力を入れている。

通級指導教室では、聴覚活用の指導や、発音・発語指導などを中心に行っている。

ウ 知的障害児の教育

知的障害児の教育は、養護学校と障害児学級で行っている。

養護学校では、発達段階等に応じ日常生活に必要な基本的な生活習慣や基礎的な教科等の内容を体験的・総合的な形態で指導をしている。特に、高等部では、自立と社会参加を目指し、家庭生活や職業生活に必要な知識と技能を身に付けるよう、作業学習などの職業教育にも力を入れている。

障害児学級では、発達段階等に応じて、基本的な生活習慣や基礎的な教科等の内容を、教科別の指導や、生活と結び付いた活動を通して、体験的・総合的に指導している。また、一人一人の個に応じたニーズを考慮して課題を設定し、社会生活に必要な知識、技能、態度等を身に付ける指導を行っている。

エ 肢体不自由児の教育

手足や体の動きが不自由な児童生徒の教育は、養護学校や障害児学級、また通常の学級で留意しながら行っている。

養護学校では、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、運動・動作の障害に基づく種々の困難を改善・克服させるために、自立活動を重視し、それぞれの課題に応じて運動機能の回復、向上を目指す指導を行っている。

また、子どもたちの移動がしやすいように、スロープやエレベータを設置するなど学校施設の充実に配慮している。

#### オ 病弱児の教育

慢性の病気や体が弱いため、医療や生活の規制(健康状態の改善・回復を図るために、身体活動や食事など、生活上様々な配慮をすること)を必要とする児童生徒の教育は、養護学校や障害児学級で行っている。医療機関と連携をとりながら、小学校、中学校に準ずる教育のほかに、健康状態の改善・回復のための自立活動の指導を行っている。なお、通常の学級で留意しながら指導を行っている場合もある。

重複障害の児童生徒については、養護学校において感覚・運動・言語などの指導を総合的に行っている。

#### カ 言語障害児の教育

話しことばに障害があったり、ことばの発達に遅れのある児童生徒には、言語能力を高めるために、通級指導教室では、「聞く」「話す」等の指導や発音指導などを中心に行っている。

#### キ 情緒障害児の教育

自閉症の児童生徒等、人とコミュニケーションがとれなかったり、情緒が著しく不安定になったりする児童生徒の教育は、養護学校や障害児学級、また通常の学級で留意しながら行っている。

一人一人の児童生徒の障害の状態に応じて、教室経営や指導の展開、教材提示など様々な工夫をこらしている。

#### (4) 教育上の特別な指導や配慮

盲・聾・養護学校及び障害児学級では、一人一人の障害の状態や発達段階等の実態に応じて教育課程が編成され、全教職員の共通認識と指導体制の下に、きめ細かな教育が実施されている。また、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、個々の理解を深め、個々の実態を踏まえた指導の手だて配慮が求められている。

なお、障害児教育担当者は、常に指導の専門性を高める研究・研修が必要である。障害の状態によっては、医療、福祉等関係機関との連携も大切である。

#### (5) 障害のある幼児への指導

幼児の中には、障害があるため、日常生活や遊びにおいて何らかの不自由な状態にある幼児がいる。障害の状態、発達段階及び特性などに応じて特別な配慮をすることによって、種々の困難を改善・克服することが大切である。

乳幼児期の健康診断や諸検査等の整備により障害の早期発見が進展し、通園施設や療育教室等において、障害のある幼児の保育が行われている。特別の教育の場としては、盲学校、聾学校に幼稚部がある。

障害のある幼児を指導する場合には、幼稚園の機能を十分生かして、生きる力の基盤及び人間形成の基礎を培い、幼児の発達を全体的に促していくことが基本になる。

担任を含めた幼稚園の教職員全体が障害のある幼児に対する理解を深め、知識と経験を豊かにし、協力体制をつくりながら指導を行うことが重要である。幼児の障害の種類や程度は一人一人異なるものであり、また障害があることにより、生活経験が不足しがちであることから、個々の実態に応じた指導や適切な配慮が必要である。

次に、指導上配慮すべき事項をあげる。

障害の状態、発達段階及び特性などの把握

視覚障害、聴覚障害及び肢体不自由など身体の障害については、かなり早期に把握できるが、知的障害等の場合は把握しにくいことがある。他の幼児の行動と異なる様子が見られても、先入観にとらわれないことや、一つ一つの行動は幼児の姿のごく一部であることを忘れてはならない。

幼児の障害の状態、発達段階及び特性などを正しく把握するためには、何よりも保育中の観察が大切であるが、専門的な判断が必要な場合もある。その際、盲・聾・養護学校や通級指導教室等との連携、医療や心理の専門家との連携が有効である。

指導・援助の工夫

同年齢の幼児が容易に行動したり理解することであっても、障害のために困難であったり時間がかかったりすることがある。その場合、特にきめの細かな配慮や手立てなど、幼児への指導・援助に工夫することが大切である。そのため、教員は障害児教育の基礎的知識を身に付け、専門性を高めることが必要である。さらに、日常生活に支障がないように、また安全を確保する観点から、施設や設備の整備、指導体制等に十分配慮することが必要である。

正しい理解と認識を深める指導

幼稚園は障害の有無にかかわらず、それぞれの幼児がもっている力を十分発揮できる場でなければならない。また、自分の周りの人たちの気持ちや立場が思いやれる人間を育成するという観点から、幼児が相互に触れ合う生活の場となるため、教員の障害児教育に対する正しい教育観が重要となる。教員のかかわり、幼児どうしのかかわりを通じて保護者の障害児への正しい理解を促すことが大切である。

## (6) 交流教育

交流教育とは、障害のある児童生徒を含めすべての児童生徒が、社会性を養い、相互理解に基づく好ましい人間関係の確立を目的として、学校及び地域社会において活動を共にする教育である。その教育活動は、あくまでも学校の教育課程に組織的、計画的に位置付けられたものでなければならない。

盲・聾・養護学校学習指導要領には、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校の生徒及び高等学校の生徒や地域社会の人々と活動を共にする機会を積極的に設けるようにすることが示されている。また、幼稚園教育要領や小・中・高等学校それぞれの学習指導要領にも、地域や学校の実態等に応じ、家庭や

地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めることや、小・中・高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校などとの連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けることという内容が示されている。

幼稚園にとっても、障害のある幼児との交流を通して、幼児が仲間として気持ちを通じ合うことを実感するなど、視野を広げる上で有意義な機会となることが期待される。このことは、幼児が将来、障害者に対する正しい理解と認識を深めるばかりでなく、社会性や豊かな人間性を身に付ける上でも大切なことである。

また、交流教育は学校行事等を通して行われることが多いが、指導計画の作成に当たっては、学校間の十分な連携と年間指導計画に基づくこと、事前事後の指導が位置付けられていること、障害の状態等にふさわしい活動の種類や内容、実施時期、具体的方法などが適切に工夫されていることが大切である。

また、保護者にも交流教育についての理解が十分得られるように留意することが必要である。

#### 実施上の留意点

学校（園）で定めた教育計画に基づいて行う。

人間としての尊厳を認め合うように指導する。

共通点に着目し、障害に配慮する。

発達を促す機会を工夫する。

温かく見守り、適切に援助する。

実施に当たって詳細な打合せをしておく。

#### (7) 就学及び修学指導

教育上特別な配慮を要する児童生徒が教育を受ける場合、一人一人の障害の種類と程度等に応じて適切な教育機関を選ぶことが重要である。

京都府及び市町村の教育委員会には、教育職員、医師、児童福祉施設職員等の専門家で構成する就学指導委員会等が設置され、教育上特別な配慮を要する児童生徒の障害の種類、程度及び適正な就学の場合等の判断について、調査及び審議を行う。

市町村教育委員会は、就学指導委員会等の審議結果の報告を受け、教育上特別な配慮を要する児童生徒の適切な就学指導を行う。なお、市町村教育委員会は、必要に応じて京都府適正就学指導委員会の巡回教育相談等を活用することもある。

就学手続きについては、次のように行われる。

1. 就学基準に該当しない場合：小・中学校に就学

2. 就学基準に該当する場合：障害の状態に照らして小・中学校に

において適切な教育を受けることができる特別の事情が認められる場合

( 1 )

小・中学校に就学

特別な事情が認められない場合

盲・聾・養護学校に就学

(市町村の教育委員会は、障害のある者の就学の決定にあたり、専門家の意見を聴取)

1 「認定就学者」とは、就学に該当する場合でも、市町村教育委員会が地域や学校の状況、児童生徒の支援の内容、保護者の意見等を総合的に考慮したうえ、小・中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると判断して、小・中学校へ就学することを認める者

〔学校教育法施行令の一部改正について(通知)  
(平成14年4月 文部科学省 参照)〕

(8) 関係諸機関との連携・諸制度の理解

障害のある児童生徒の支援のためには、関係教育機関をはじめ医療機関や福祉機関など関係諸機関との連携をより密接にもち、諸制度を理解し、活用することが重要である。

ア 医療機関との連携

障害の状態によっては、日常的に医療機関と連携をとらなければならない場合もある。児童生徒の障害についての理解を深め、医療に関する基礎的な知識もあらかじめ周知しておくことが大切である。医療機関からの助言等を理解し、配慮を要する点などに十分留意することが必要であり、安全面からも特に密接に連携を図っていくことが大切である。

イ 福祉機関等との連携

福祉機関としては、児童相談所、障害児施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生施設あるいは授産施設等がある。それぞれの機関の役割を知り、幼児児童生徒の障害に応じた指導のための連携を深めることが必要である。また、様々な障害のある幼児児童生徒が安心して生活していくために福祉面での配慮、将来の進路についての方策などを十分理解した教育活動を進め、保護者とも情報の提供・助言を通して連携することが大切である。

また、自立と社会参加を一層進めるために、市福祉事務所・町村役場等とも継続的に連携を図ることが必要である。

ウ 障害のある人への援助の諸制度

障害のある人への援助制度の中で、就学奨励に関する事、身体障害者手帳、療育手帳、雇用促進制度等について理解しておくことが必要である。

就学奨励費には、通学費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、学用品の購入費等がある。 (関連法規/盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律第2条)

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定める障害の程度に該当する者に交付される。障害種別と障害の程度によって1級から6級まで区分されており、補装具、更生医療の給付、施設への入所、税の免除、旅客鉄道株式会社運賃の割引等の各種の援助を受けられる。

療育手帳は、知的障害児(者)が各種の援助措置を受けやすくするための手帳で、障害の程度によりA(重度)及びB(中度、軽度)に区分される。児童生徒の所持している手帳がどれであるかを知り、所持していない場合には手帳を申請するよう助言することも大切である。

(「障害者福祉の手引き」平成14年度 京都府保健福祉部障害者保健福祉課 参照)

図1 京都府立盲・聾・養護学校所在地一覧

(「京都府の障害児教育」平成14年10月より)

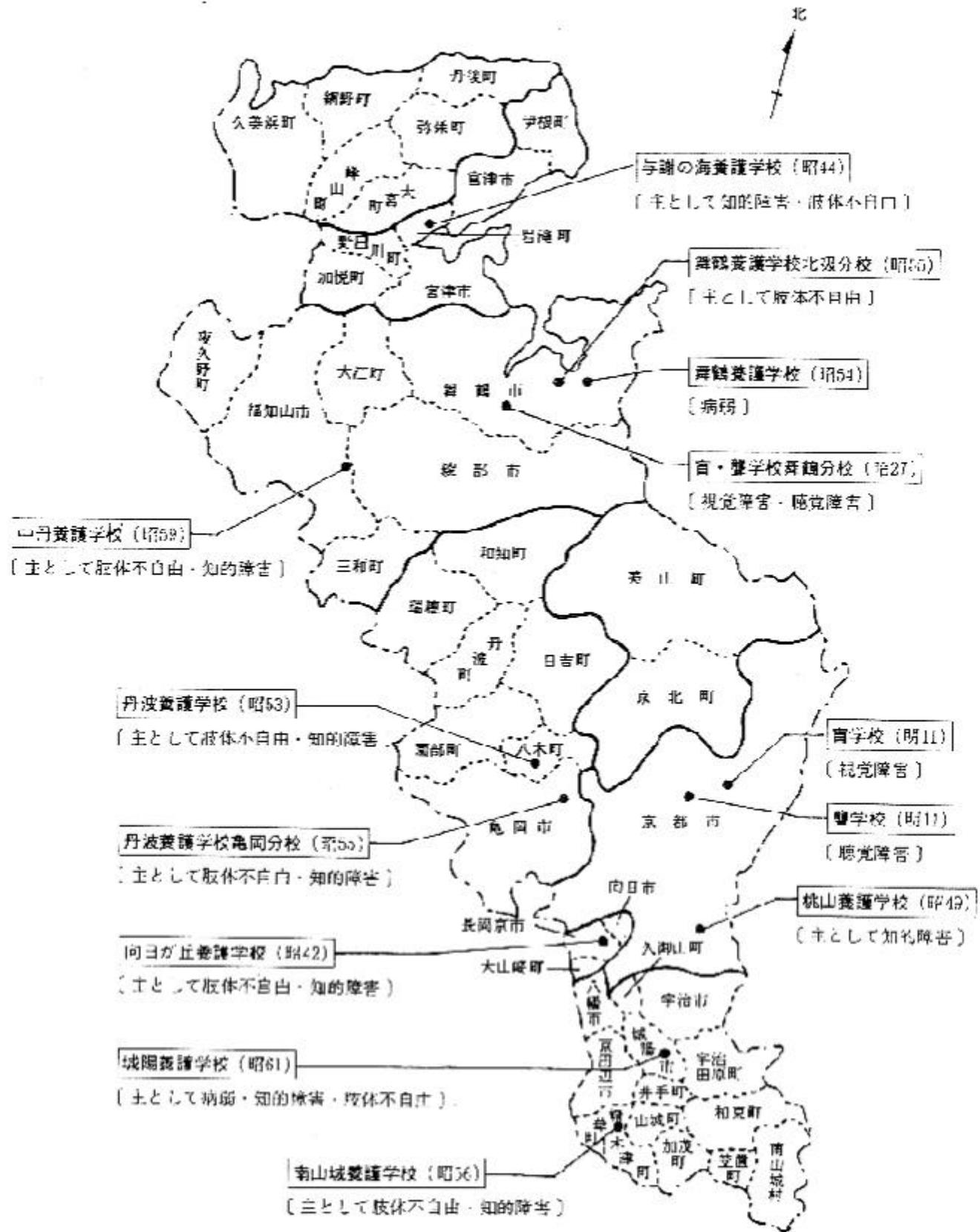


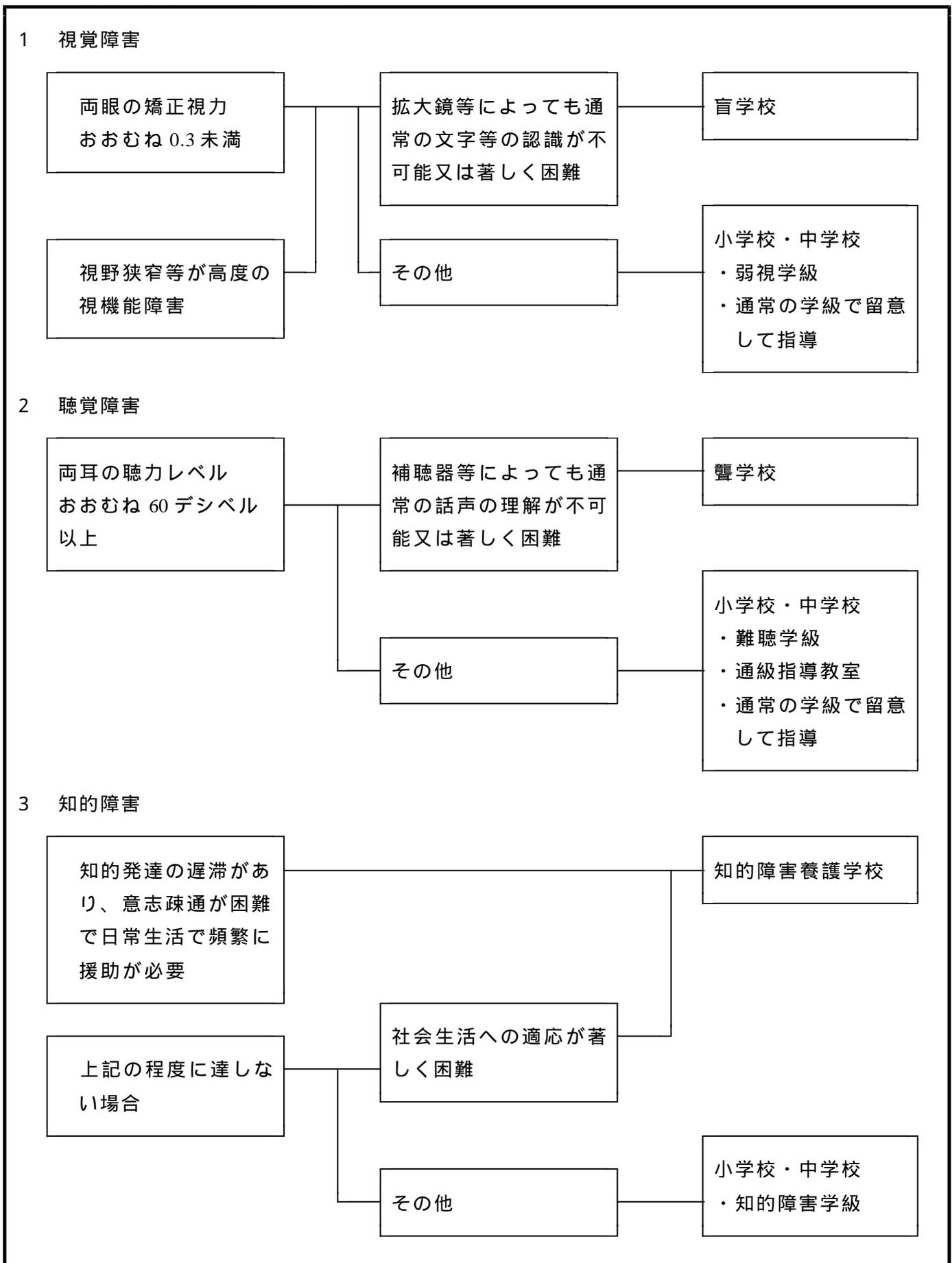
表1 学校教育法施行令第22条の3の表（盲者等の心身の故障の程度）

区 分	心 身 の 故 障 の 程 度
盲 者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聾 者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 知的発達が遅滞があり、他者との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とするもの</li> <li>2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</li> </ol>
肢体不自由者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</li> <li>2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</li> </ol>
病 弱 者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの</li> <li>2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</li> </ol>

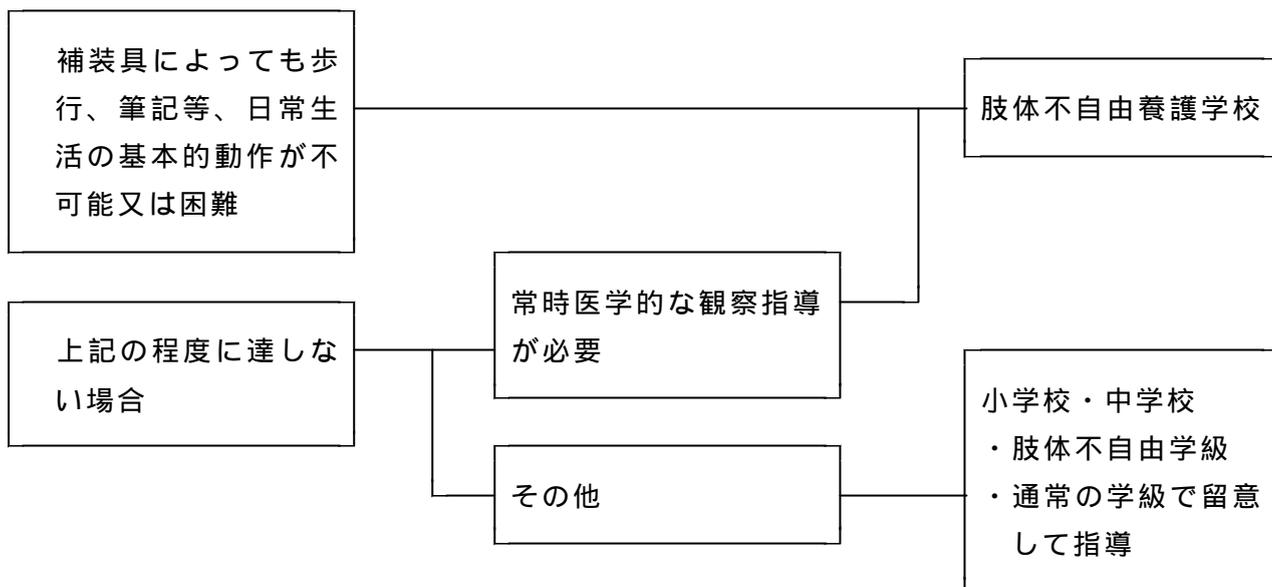
備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

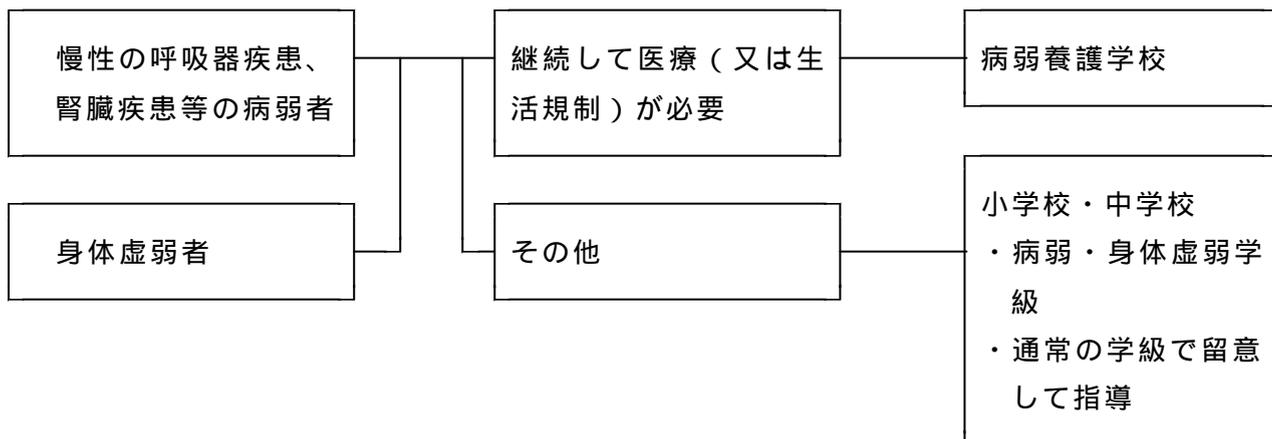
表2 障害の程度と適切な教育の場



#### 4 肢体不自由



#### 5 病弱・身体虚弱



京都府の障害児教育 第27集

「たくましく成長する子どもたち」(平成14年10月)

京都府教育委員会 参照

## 4 環境教育

### (1) 環境教育の意義と役割

#### ア 環境問題とは

私たちが豊かで便利な生活を追い求めた結果、生活排水による水質汚濁、自動車交通量の増大による大気汚染、近隣騒音問題、ごみ処理問題、自然の減少等の都市・生活型公害をもたらした。

さらに、活発な生産活動や大量消費生活は多くの貴重な資源やエネルギーを消費し、多くの廃棄物や汚染物質の排出によって環境に多大な負荷を与えている。また、我が国をはじめとして世界各国では、地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、酸性雨、海洋汚染などについて早急に対策を講ずるべき地球的課題であるとしている。

京都府では、平成9年12月の地球温暖化防止京都会議の開催を機に「地球環境京都宣言」を世界へ発信し、「京都府環境基本計画」を策定して環境対策の様々な取組を進めており、特に、平成11年にはISO14001（国際標準化機構環境マネジメントシステム）の認証を取得し、環境マネジメントシステムを構築したところである。

そうした中、平成12年6月には、これまでの「使い捨て」の物質文明の生活スタイルを転換して、地球の有限な資源を有効に使う「循環型社会」を構築し、廃棄物・リサイクル対策の基本的枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」が公布された。

#### イ 環境問題の解決に向けて

深刻化する環境問題に対処していくためには、次のような努力が求められる。

我々一人一人が人間と環境のかかわりについて理解と認識を深める。

豊かな自然や快適な環境の価値についての認識を高める。

環境に配慮した生活や責任ある行動をとる。

環境問題を引き起こしている社会経済の背景や仕組みを知り、その構造を環境に配慮したものへと変革していく。

すなわち、環境に対する豊かな感受性や見識をもつ人づくりが必要であり、環境教育の推進こそが環境問題解決の確実な方法といえる。

#### ウ 環境教育の目的

人間の活動と環境のかかわりについての総合的な理解と認識の上に立って、環境や環境問題について関心をもち、知識・理解を深め、環境の保全に配慮した望ましい働きかけのできる技能や思考力、判断力を身に付け、よりよい環境の創造活動に主体的に参加し、環境への責任ある行動がとれる態度を育成することである。

## I 環境教育の基本的な考え方

環境教育は、生涯学習として、学校教育と家庭教育、社会教育の連携の中で継続して展開する必要がある。

環境教育は、幼児から高齢者までのあらゆる年齢層に対してそれぞれの段階に応じて体系的に行う必要がある。

環境教育は、知識の習得にとどまらず、技能の習得や態度の育成をも目指すものであり、科学に根ざした総合的、相互関連的なアプローチが必要である。

環境教育は、消費者教育の視点も併せもつものである。環境にやさしい生活様式に根ざした商品選択や意思決定能力を育成していくことが必要である。

環境教育は、地域の実態に対応した課題からの取組が重要である。

身近な環境問題が究極的には地球環境問題につながっていることを認識し、地球環境という視点に立って問題解決を図ろうとする意欲、態度、行動力を育成しなければならない。すなわち、「地球規模で考え、足元から行動する」ことが求められている。

### (2) 学校における環境教育の目標と内容

本府では指導の重点において、学校教育における環境教育の指針を示している。

基本的な目標は、「身近な環境や環境問題に関心を持ち、人間と環境とのかかわりについて理解を深め、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的態度や能力の育成に努める。」ことである。

### (3) 環境教育の進め方

環境教育を進めるに当たっては、「教職員の共通理解の下に、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階を踏まえた組織的・計画的な取組を推進する」(指導の重点)ことが大切である。

指導に当たっては、体験的な活動を重視することによって、幼児児童生徒のみずみずしい感受性を刺激し、様々な発見の中から興味・関心を育て、環境に働きかけようとする意欲・態度や能力の基礎を育成する。

また、学校教育で身に付けた資質や能力は、家庭や地域社会における生活に生かされることによって深められ、根付くことになる。

そのため、青少年団体、PTA等の社会教育団体、公民館、自然の家等の社会教育施設、環境行政機関等、家庭や地域社会の教育機能を生かした環境教育を推進することが重要となる。

#### 《参考資料》

「京と地球の環境教育」(平成9年 京都府環境教育指導資料)

「京と地球の環境教育 PART 事例編」(平成11年 京都府環境教育指導資料)

## 5 国際理解教育

今日の国際社会は、交通・通信手段の発達や経済・産業構造等の変化に伴って、政治、経済、社会生活、文化等の様々な面での交流が進み、相互依存の関係がますます深まってきている。

このような状況の下で、人口・難民・地球環境・エネルギーなどの問題や世界的規模で激化する経済競争の摩擦、地域紛争などの解決に当たっては、国際的に協調していくことが不可欠となってきた。こうした国際関係の緊密化や複雑化などを背景に、今後ますます国際化の進展が予想される。

特に、国際社会に生きる日本人の育成のためには、国際理解教育の推進を重視し、実践化することが大切である。児童生徒の国際理解についての資質・態度の育成を目指し、人権尊重の精神を基盤として、我が国の文化と伝統を尊重する態度、広い視野をもった異文化の理解、異なる文化をもつ人々と共に生きていく態度、コミュニケーション能力等の育成や促進を図ることが大切である。

幼稚園教育においても、日常の生活の中であって、個人の考えだけにとどまらず、相手の立場に思いやりの心をもつことや、自分の住んでいる国の文化や伝統を大切にすることを通して、他の国の文化や伝統も大切にすることを育てるなど、幅広い豊かな人間性を育てることが大切である。

## 6 情報化と情報教育

近年、我が国の社会では、日常生活から各産業、行政に至るまで、あらゆる分野で急速に情報化が進展している。コンピュータと情報通信技術の進歩によって、いろいろなメディア情報がデジタル化され情報通信ネットワークを通じて簡単にしかも多様なルートによって受発信されるようになった。インターネットもこれらと共に発展してきたものであり、その急速な普及は、個人の生活や社会に様々な影響をもたらしている。もちろん、この影響には有害情報やコンピュータウイルスなど影の部分もあり、対応が必要である。

今後一層の進展が予想される高度情報通信社会では、あふれる情報の中から必要な情報を収集し、適切に選択、理解、判断し、必要に応じて創造し、発信するといった、問題解決能力や情報通信技術を活用したコミュニケーション能力、また、それらに伴う情報モラルが不可欠となってくる。

そこで、学校教育に求められていることは、単に知識や技能を習得させるだけでなく、科学技術の進展等、社会の変化に主体的に対応できる「生きる力」としての情報活用能力や、豊かな情操や想像力により、情報化社会を主体的に生きることができるよう子どもたちを育成していくことである。

幼児が生活を展開するために最も身近な情報は、教師の言動から得るものや他の幼児の活動を見たり聞いたりするものである。また、マスメディアがもたらす情報も幼児の生活に大きな影響を及ぼしている。

幼児は、好奇心が旺盛で、家庭や地域で起こる様々な出来事、テレビで報道されるニュースや絵本などで見たこと、教師の提供する話題などの身近な情報を生活の中に取り込んで様々な活動を展開していくものである。幼児の

生活は、様々な情報によって豊かなものになるが、反面、情報のすべてが幼児の発達にとって好ましいものというわけではない。

情報選択の能力の未発達な幼児にとって、必要に応じよりよい情報が提供できるよう、配慮が必要である。

## 7 その他の事項

### 京都府公立高等学校の特色

高等学校教育においては、中学校における教育成果の上に立って基礎的・基本的な教育内容を重視し、知・徳・体の調和のとれた心身の発達を図るとともに、生徒一人一人の能力や個性を十分に伸長させ、創造性豊かな人間を育成しなければならない。

本府においては、今日の多様化した生徒のニーズや急激な社会の変化に対応するため、普通科における類・類型の設置、能力や個性に応じて学校や類・類型の特色を選択できるような選抜制度を整えてきた。また、職業に関する学科の改編、新しいタイプの専門学科の設置、単位制の導入、総合学科の設置など多様で柔軟な教育システムの構築を図ってきている。さらに、府立学校開放講座の実施や府立学校の体育施設の開放など家庭及び地域社会にとって開かれた学校を目指し、特色ある学校づくりを通して教育の活性化を推進してきている。